

③結婚相談所による差別事件

部落解放同盟と厚生労働省との交渉が二〇〇九年六月九日、東京・中央本部で行われ、全国の社会福祉協議会で実施されている結婚相談事業の半数が、申込書に本籍地などの違反項目を設けていたことが明らかになった。二〇〇八年五月に発覚した萩市結婚相談所差別事件、宇部市社会福祉協議会結婚相談所・申込書の通達違反などの問題を受けて、全国社会福祉協議会（全社協）が同年七月に全国の市町村社会福祉協議会に対し、結婚相談事業において戸籍提出や本籍地記載など差別につながる恐れのある登録・申込書を改善するように指導し、実態把握を行った。その結果、全国で一六五カ所の社会福祉協議会が結婚相談事業を実施、そのうち八三カ所が独身証明書ではなく戸籍の提出、申込書への本籍地記載を求めるなど、国の通達に違反していることが明らかになった。これらは一〇年前にも問題になり、すでに国や全社協が度重なる改善指導を行ってきたにもかかわらず、今回、半数以上の結婚相談事業で違反が発覚、厚生労働省に対して、再度、書類の見直しを要請した。

福井県では、「身長、体重、血液型、学歴、現在の勤務先名（職業を具体的に、就業開始年、勤務先住所・平均月収）、家族の状況（続柄・名前・生年月日、未婚既婚、同居別居・在住所）、結婚の状況（初婚・再婚〈離別・死別〉）、子供〈無・有〔男 人・女 人〕〉）、同居、別居、身体の弱い方、また心身に障害のある方は、具体的にお書きください」。これは、現在福井県で県内統一様式として使用されている「結婚相談申込書」で、福井県は「結婚相談という特性上、本人の職業、家族の状況、同居・別居の区分などの記載欄を設けている」と回答している。

全社協と厚生省が示しているのは、(日)名前(月)生年月日(火)現住所(水)本人の職業(木)趣味(金)自己PRの六項目。部落解放同盟は二〇〇九年八月二六日の福井県交渉で問題点を指摘し、改定するよう求めた。しかし福井県は、年内、年度内とずるずる回答をひきのぼし、一〇年三月二八日、部落解放同盟福井県連合会に、新しい様式の「申込書」が送られてきた。新様式で、現行様式から削除変更されているのは、体重、血液型、就業開始年、職業欄の「具体的に」の表記、勤務先住所、家族の名前・生年月日・現住所、相談員記入欄のみで、ほかは残されたままだった。このため、結婚相談事業問題に限定して、福井県との協議を四月一二日午後、福井県嶺南振興局敦賀土木事務所で行い、問題点を指摘。二〇〇八年の県によるアンケート調査で六〇・五％が部落出身者との結婚を忌避していることも示し、県による「結婚相談申込書」こそ、こうした県民意識のあらわれであり、差別に加担するものであることを強調し、議論をふまえ早急な再検討と改定を求めた。